

令和5年度

長野県優良技術者表彰 建設工事 選定要領

目 次

I 表彰の概要	2
II 選定方法	2

長 野 県

（ 環境部 農政部 林務部
建設部 会計局 企業局 ）

I 表彰の概要

1 目的

長野県優良技術者表彰は、県が発注した建設工事及び建設工事にかかる委託業務において、その成績や取組みが特に優れている技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を図ることを目的としています。

2 建設工事の表彰対象

表彰の部門と表彰対象技術者^{※1}の関係

表彰部門	表彰の対象となる技術者
一般部門	主任（監理）技術者
若手部門 ^{※2}	主任（監理）技術者、現場代理人

※1 表彰される技術者が所属する企業も表彰。

※2 若手部門では、年齢が40歳未満の技術者を表彰する。40歳未満とは、建設工事の工期の始期日における年齢が40歳未満であることをいう。

II 選定方法

1 一般部門 選定方法

- (1) しゅん工検査箇所、成績評定点の上位の建設工事を表彰対象とする。
- (2) 過年度の表彰実績を踏まえ表彰対象件数を定め、上位の工事の主任（監理）技術者を表彰対象とする。
- (3) 成績評定点が同点の場合は、品質＋出来形の合計点が上位の工事の技術者を表彰対象とする。
- (4) 品質＋出来形の合計点が同点の場合、同点の者は全て表彰対象とする。
- (5) 受賞の辞退を認める。
- (6) 下請企業の技術者は対象外とする。

2 若手部門 選定方法

- (1) しゅん工検査箇所、成績評定点の上位の工事を表彰対象とする。
- (2) 過年度の表彰実績を踏まえ表彰対象件数を定め、上位の工事の主任（監理）技術者または現場代理人を表彰対象とする。
- (3) 成績評定点が同点の場合は、品質＋出来形の合計点が上位の工事の技術者を表彰対象とする。

- (4) 品質+出来形の合計点が同点の場合、同点の者は全て表彰対象とする。
- (5) 受賞の辞退を認める。
- (6) 下請企業の技術者は対象外とする。

3 共通事項

- (1) 1件の工事箇所、主任（監理）技術者と現場代理人（工事開始期 40 歳未満）の2名の受賞を認める。
- (2) 技術者の所属する企業が変更となった場合は、技術者と対象工事の企業を表彰対象とする。
- (3) 表彰対象工事が工事成績評定要領（令和3年2月24日付け2建政技第354号）第11により評定の修正を行った場合は、修正後の成績評定点により再度選定する。
- (4) 1件の工事箇所、技術者が途中交代している場合は、主に関与していた技術者1名を対象とする。発注機関に関与状況の実績を確認したうえで、対象者の選定をする。
- (5) 1件の工事箇所、複数の主任（監理）技術者または現場代理人が配置されていた場合は、いずれの技術者を表彰対象とするか、所属企業が選択することができる。この場合の受賞者は主任（監理）技術者または現場代理人の各1名の最大2名受賞可能とする。
- (6) 低入札価格調査の該当工事となり、増員配置された技術者は表彰対象外とする。